

第66回静岡県芸術祭ふあいんだーアート部門企画・運営事業業務委託の評価基準

プロポーザル審査は、企画提案書、見積書等の関係書類及び参加者からの説明等について、以下の評価基準に基づき実施する。

審査項目 (配点)	審査の視点	配点	点数
総合的な 企画力 (35)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を理解し、目的に合致した内容となっているか ・同時開催する展示との一体的開催を目指す内容となっているか 	15	
	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が、障害のある人に対する理解と認識を深めることができる企画となっているか ・来場者を見込める内容となっているか ・企画提案の内容は、県民から評価されるものとなっているか 	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚・聴覚・身体等の障害のある人に対する先進的な鑑賞支援が行われているか 	10	
新規性 (15)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな視点や取組が採り入れられているか ・障害のある人の文化・芸術に対し、既存のジャンルに囚われることなく、幅広く表現する機会を提供出来ているか 	15	
広報力 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に合わせた幅広い広報戦略が立てられているか（広報施策と事業経費のバランスが適正に配分されているか） 	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の文化芸術活動への取組を紹介する、効果的な広報が実施されているか 	10	
業務執行面 (15)	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期間及びイベント当日における業務実施のための組織体制・連絡体制が整っているか 	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行スケジュールは妥当か 	5	
業務実績 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種、同規模のイベントの企画・運営実績を有するか 	5	
社会的取組 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性社会の実現（障害に限らない）に向けた取組に積極的か 	5	
経費積算 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された内容や規模に対し、経費が適切に積算されているか 	5	
合計		100	